

同時発表：関東運輸局

令和4年8月26日
自動車局旅客課

川崎市の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年3月29日付で川崎市より申請のあった、乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年3月29日付で申請のあった、川崎市の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、7月19日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

1. 主な運賃の変更内容

○普通旅客運賃（均一制運賃）

		現行	認可
大人	現金	210円	<u>220円</u>
	ICカード	210円	<u>220円</u>
小人	現金	110円	110円
	ICカード	105円	<u>110円</u>

○定期旅客運賃（市バス全線）

		現行	認可
通勤	1箇月	9,450円	<u>9,900円</u>
	3箇月	26,930円	<u>28,220円</u>
	6箇月	51,030円	<u>53,460円</u>
通学（甲） 中学生以上	1箇月	7,430円	<u>7,300円</u>
	3箇月	21,180円	<u>20,810円</u>
	6箇月	40,120円	<u>39,420円</u>
通学（乙） 小学生まで	1箇月	2,430円	<u>2,400円</u>
	3箇月	6,930円	<u>6,840円</u>
	6箇月	13,120円	<u>12,960円</u>

※通学定期は、子育て世代の経済負担を軽減するため、金額を引き下げる申請内容としている。

2. 改定率

4. 76%

3. 実施日（予定）

令和4年10月1日

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
(代表) 03-5253-8111 (内線 41204、41233)
(直通) 03-5253-8568
(FAX) 03-5253-1636